

個別協議をご検討の事業者さまへ

「九州本土の再生可能エネルギー発電設備に対する接続申込みの回答保留について」（平成26年9月24日公表）に記載しております「回答保留期間中における個別協議の具体的な要件」について、ご案内いたします。

なお、本取扱いは、九州本土において申込み中の事業者さまへの回答を保留させていただいている中、特例的に接続検討を実施させていただくものです。

このため、弊社における需給バランスに影響を与えないものであることが前提となりますので、あらかじめご了承ください。

対 象

下記の（１）～（３）を満たすご提案をいただける事業者さま

基本的要件

- （１） 弊社が指定する時間帯（毎日9時～15時）において、
指定時間帯の発電電力量を全て蓄えることが可能な蓄電池を併設し、指定時間帯に弊社系統への逆潮流を行わない（その他時間帯に弊社系統への逆潮流を行う）
こと
発電設備を確実に停止する装置を具備し、指定時間帯に弊社系統への逆潮流を行わないこと
などを実施していただけるよう、必要な設備・機能を備えている
対策は または のうち、何れか一方を実施いただければ問題ございません。
- （２） （１）の出力調整に対しては、これに無補償で応じる
- （３） 発電設備の出力の調整実績等を記録する装置を備え、弊社からの要請に応じて、その記録（必要な電子データを含む）を提出する

ただし、系統制約状況等によっては、条件を変更させていただく場合がございます。

【留意事項】

- * 1 個別協議を希望される場合は、弊社指定の「申込書」をご提出いただきます。
なお、上記要件の実効性や他の事業者さまとの公平性を確保する観点から「再生可能エネルギー発電設備の接続に関する個別協議の受付要領」を提示いたしますので、あらかじめご確認ください。
- * 2 弊社は、申込書に基づきご提案内容の実効性を確認のうえ、協議の成立可否を回答いたします。なお、要件を満たす場合であっても、別途系統上の対策が必要な場合については、協議をお断りすることがございます。
- * 3 弊社による確認の結果、協議継続可能と判断される場合、技術検討を開始する旨の「継続意思確認書」をご提出いただきます。
また、受給契約締結時において、別途確認書を締結させていただきます。
- * 4 設備停止、出力抑制による売電量の減少や、蓄電池の設置による費用負担など、事業者さま側の事業リスクを伴うことをご留意ください。
- * 5 個別協議の成立をもって、連系可能規模及び連系の権利等を保証するものではありませんので、ご留意ください。
- * 6 上記基本的要件は、電力受給契約上の契約期間の全期間に適用いたします。